

概要

- 震災で壊滅的な被害を受けた建設物、インフラ設備等の復旧が開始される。多数の中小事業者が参入し、短期間に大量の工事が行われることから労働災害（いわば3次災害）の発生が危惧されるので、速やかな対応が必要。

阪神・淡路大震災（H7年1月17日）に係る復旧工事では、解体処理等の震災後1年間の復旧工事で、多数の死傷者が出た。

休業4日以上の死傷者 944人、死亡者 40人

- 復旧工事に従事する労働者の安全衛生を確保するための中小事業者に対する技術的な支援を委託事業として実施。

【対象期間】
平成23年度末まで



安全衛生に関するノウハウが十分でない中小事業者等に対し、専門家による技術的な支援を行うことで、復旧工事における労働災害（いわば3次災害）を防止する。

（事業項目）

1. 安全衛生に関する諸問題に対応するプラットフォームの開設（岩手・宮城・福島）
2. 安全衛生専門家による巡回指導
3. 安全衛生専門家による安全衛生相談
4. 安全衛生専門家による安全衛生教育支援

